



新連載 すこやか介護

第1回テーマ

いろいろな介護サービス

高齢になっても住み慣れた地域で、自立した暮らしを続けるための支援として、状態に応じたサービスが利用できます。

自宅で受けるサービス

【訪問介護】～一人で悩まず、専門家の手助けを～

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理・洗濯等の生活援助を行います。

【訪問リハビリテーション】

～積極的なリハビリで寝たきりを防止～

居宅での生活行為を向上させるため、理学療法士等専門家が訪問して短期集中的なリハビリテーションを行います。

【訪問看護】～看護師さんのケアを自宅でも～

看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

○そのほか、訪問入浴介護等のサービスがあります。

サービス事業所に通って受けるサービス

【通所介護（デイサービス）】

～行動範囲を広げ、家族の負担も軽くします～

通所介護施設で、入浴、食事等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

【通所リハビリテーション（デイケア）】

～人とふれあい、できることを増やしたい～

通所リハビリテーション事業所で、入浴、食事等の日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

通い・泊まり・訪問を組み合わせて

【小規模多機能型居宅介護】

事業所への通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを受けることができます。

入所するサービス

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型施設、グループホーム、有料老人ホーム等があります。

※介護度によってはご利用いただけないサービスもあります。

介護保険サービスを利用するためには、介護の認定を受けることが必要です。

安芸高田市高齢者福祉課介護保険係 ☎42-5618

安芸高田市高齢者支援センター ☎47-1281

ワクナガレオリック 新監督・新コーチの紹介



(左から) 杉山裕一 新コーチ、浜田市長、中山剛 新監督

今シーズンより、湧永製薬株式会社のハンドボール部「ワクナガレオリック」の新監督に中山剛氏、新コーチに杉山裕一氏が就任されました。新体制となつたワクナガレオリックを、これからも応援していきましょう！

杉山 裕一 新コーチ プロフィール

生年月日：1972年9月21日

出身地：岐阜県

出身校：市立岐阜商業高校

【主な経歴】

1997年 熊本世界選手権大会出場
1998年 バンコクアジア大会3位
2005年 チュニジア世界選手権大会出場

中山 剛 新監督 プロフィール

生年月日：1969年7月4日

出身地：福岡県

出身大学：福岡大学

【主な経歴】

1994年 広島アジア大会2位
1997年 熊本世界選手権大会出場
2008年 日本代表コーチ就任

「一日総合相談室」開設のお知らせ

総務課 ☎42-5611

毎日の暮らしの中で、いろいろ困っていることや悩んでいることに、行政機関や司法書士などの様々な分野の専門家が一つの会場で相談に応じます。また、困りごとの数などに応じて複数の機関に相談できます。相談は無料で予約の必要はありません。お気軽にご相談ください。（相談時間は、1件30分程度とさせていただきます。）



平成26年度

後期高齢者医療制度保険証（被保険者証）の定期更新について

保健医療課医療保険係 ☎42-5619

後期高齢者医療被保険者証は、毎年、8月1日付けで定期更新し、新しい被保険者証をご利用いただくことになります。新しい被保険者証は紫色です。

◆被保険者証の送付時期

平成26年7月23日以降に普通郵便でお届けする予定です。8月1日以後に病院等に行くときは、必ず新しい被保険者証を提示してください。

◆古くなつた被保険者証はどうす

有効期限が平成26年7月31日となっている橙色の被保険者証は、自分で責任をもつて廃棄するか、市役所（保健医療課又は各支所窓口係）に返却してください。

◆被保険者証が届かなかつた場合

8月に入つても被保険者証が届かない場合は、市役所保健医療課にお問い合わせください。

◆一部負担金の割合が変更となる方がいます

前年（平成25年）の1月～12月の所得状況等を基に、負担割合（1割または3割）を判定します。その結果、今までお持ちの被保険者証と一緒に負担金の割合が変更となる方がいます。

平成26年度 後期高齢者医療制度の病院等の窓口で支払う一部負担金の割合について

後期高齢者医療被保険者証の負担割合は、毎年8月1日に、前年の市民税の課税所得を基礎として、1割または3割の判定を行います。3割の方とは、次のどちらかに該当する方です。

◆①及び②により3割に該当する方には、次のいずれかに該当する方は、負担割合は1割です。
①と同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、かつ世帯主であり、その世帯員がいる場合、一人につき19歳未満で合計所得金額38万円以下の場合、16歳未満であれば33万円を、さらに差し引きます。
②同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、かつ世帯主であり、その世帯員がいる場合、一人につき12万円（16歳未満であれば33万円）を、さらに差し引きます。

◆印鑑（シャチハタは不可）
・確定申告書の控えなど収入のすべてが判るもの

・印鑑（シャチハタは不可）
・届出に必要なもの

・印鑑（シャチハタは不可）
・届出に必要なもの